

入札公告

(事後審査型・価格競争)

下記の建設工事について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、湖西市契約規則（昭和57年湖西市規則第16号）第8条及び湖西市制限付一般競争入札実施要領第6条の規定に基づき公告する。

この入札は、静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和8年1月21日

湖西市長 田内 浩之



記

1 入札執行者

湖西市長 田内 浩之

2 入札に付する事項等

契約番号	5071000060	主管課	上下水道課
入札番号	10060	担当課	上下水道課
工事名	令和7年度 日の岡入出知波田線廃止管撤去工事		
履行箇所	湖西市 入出 地内		
工期	令和8年4月30日 限り		
建設工事の種類	土木一式工事		
設計業務等の受託者	商号又は名称： 該当者なし 所在地： 法人番号：		
入札参加資格	次の条件を全て満たす者とする。 1. 湖西市内に主たる営業所を有する者 2. 市内業者として認定されている者 3. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく土木一式工事に係る許可を有する者		
工事費内訳書	要（内容を指定しています。）		
入札執行予定日時等	令和8年2月12日（木） 午前9時00分		
申請締切日	令和8年1月30日（金）		
質問期日	令和8年1月30日（金）		

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4に該当しないこと。
- 湖西市における建設工事競争入札参加資格において、2の入札参加資格の欄に掲げる工種の認定を受けている者であること。

- (3) 申請締切日から落札決定までの期間に、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成 18 年湖西市告示第 101 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 湖西市発注公共工事暴力団排除措置要領（平成 6 年 1 月 1 日施行）に基づく排除を受けている期間中でないこと。
- (5) 工事の施工に対応して必要な建設業法第 26 条に規定する主任技術者または監理技術者を配置できること。なお、公告日の時点において、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 湖西市建設工事現場代理人取扱要綱（平成 28 年湖西市告示第 100 号）第 3 条に規定する現場代理人を配置できること。なお、公告日の時点において、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (7) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていること（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 2 に掲げる工事に係る設計業務等の受託者でないこと、または設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (10) 湖西市建設工事競争契約入札心得の規定に同意できること。

4 設計図書の取得等

- (1) データの閲覧及び取得期間

公告日から開札日の前日まで（土・日曜日及び祝日は除く）

- (2) 閲覧及び取得場所

入札情報サービス（PPI）からダウンロード

- (3) 設計図書の不備の取扱い

落札決定までにおいて、入札執行者が設計図書に不備（数量の誤り、費用の計上もれ等）を発見した場合は、入札を取りやめる。

ただし、当該設計図書の不備が軽微なものであって、公正な入札執行に支障がないと入札執行者が認めた場合は、設計図書の一部を訂正し、入札を続行する。この場合において、入札執行者は次に掲げる方法により設計図書の訂正したことの周知を行う。

- ① 質問により発見した場合

回答書に設計図書を訂正した旨を記載する。

訂正した設計図書は、回答書と共に入札情報サービス（PPI）に掲載する。

- ② 入札執行者または担当課、主管課等の職員が発見した場合

入札参加者に電子入札システムにて連絡する。

訂正した設計図書は、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

- (4) 注意事項

設計図書のデータは、本工事以外には使用しないこと。

図面については、収縮していることがある。

5 入札参加資格の確認等

本入札の参加希望者は、次により事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を作成のうえ提出し、入札前に基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者となった者は、入札後に入札参加資格確認資料（以下「事後審査資料」という。）を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

(1) 申請書について

① 提出期間

公告日から令和8年1月30日（金）まで（土・日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時までとする。紙入札での場合についても、午後5時までとする。

② 提出場所

電子入札の場合には、システムへ送信し、紙入札の承諾を得たものは、湖西市 総務部 契約検査室（契約検査係）の窓口へ提出すること。

③ 提出書類

・事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（様式第1号）

④ 提出方法

申請書の提出は、電送を原則とする。（ファイル容量により電送できない場合は、入札執行者の指示に従うこと。）

また、紙媒体による入札参加について入札執行者の承諾（紙入札方式参加申請書（様式3・湖西市電子入札運用基準）を提出）を得た場合は、持参にて提出することができる。（郵送等による提出は認めない。）

※ 紙入札方式参加申請書の提出期限は、申請書締切日の午後5時までとする。

※ やむを得ないと判断できるもの以外は、紙入札での参加を認めない。

※ 申請書を提出後、入札書提出期間までの間に、手続き中の機器の不具合等で紙入札に移行する場合は、紙入札方式移行申請書（様式4・湖西市電子入札運用基準）を提出し、入札執行者の指示に従うこと。

⑤ 確認結果

提出期日から3日以内（土・日曜日及び祝日は除く。）に通知する。

(2) 事後審査資料について（落札候補者のみ）

① 提出期間

落札候補者を決定した日から2日以内（土・日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時までとする。紙入札での場合についても、午後5時まで。

② 提出場所

電子入札の場合には、システムへ送信し、紙入札の承諾を得たものは、湖西市 総務部 契約検査室（契約検査係）の窓口へ提出。

③ 提出書類

ア. 直近の総合評定値通知書の写し

イ. 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）

※ 配置予定の技術者として申請できるのは、原則1名（最大2名限り。）とする。

※ 法令に関する免許については、免許を証明する書面の写しを添付し、実務経験による場合には、ウを添付すること。

ウ. 実務経験証明書（様式第4号）

※ 配置予定の技術者が、建設業法第7条第2号イ若しくはロに該当する場合、または建設業法第7条第2号ハに該当し得る資格のうち取得後の実務経験が必要となるものを保有している場合に提出するものとする。

※ 配置予定の技術者が営業所専任技術者に該当する場合は、専任技術者証明書等の提出をもって代えることができる。

エ. 配置予定の現場代理人に関する調書（様式第5号）

※ 配置予定の技術者が現場代理人を兼務しない場合に提出するものとする。

※ 配置予定の現場代理人として申請できるのは、原則1名（最大2名限り。）とする。

オ. 手持ち工事等に関する調書（様式第6号）

※ 配置予定の技術者又は現場代理人が、事後審査資料の提出日の時点で、建設工事（下請工事や民間工事を含む。）や建設工事以外の全ての業務（測量、設計、運搬等）に従事している場合に提出するものとする。

※ この調書の記載内容にかかわらず、開札日の翌日から起算して25日以内に記載した手持ち工事等が完成する場合または記載した手持ち工事等の役割を別の従業員等に交代する場合は、当該手持ち工事等を有しないものとして取り扱う。

~~カ.（指定様式A）工事实績調書~~

~~※ 工事カルテ（CORINS）等の写し（参加要件工事を履行したことが証明できるもの）を添付すること。~~

~~※ 記載する業務実績の数は、2件以内とすること。~~

~~※ JV（特定・経常）による実績は、代表構成員としての実績とすること。~~

④ 提出方法

事後審査資料の提出は、電送を原則とする。（ファイル容量により電送できない場合は、入札執行者の指示に従うこと。）ただし、紙媒体による提出について入札執行者の承諾を得た場合は、持参にて提出することができる。（郵送等による提出は認めない。）

⑤ 確認結果

提出日から2日以内（土・日曜日及び祝日は除く。）に通知する。

⑥ 配置予定の技術者等に関する注意事項

本工事に申請した技術者等を他工事に配置予定として申請している場合において、他工事を落札したことにより当該技術者等が配置できなくなったときは、開札までに、電子入札システムにより参加資格喪失届（紙入札の承諾を得た場合は、電子入札運用基準に定める参加資格喪失の届出（様式5））を持参すること。

他工事を落札したことにより、配置予定の技術者等が配置できないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置を行う場合がある。

(3) その他

① 申請書及び事後審査資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

② 申請書及び事後審査資料に用いる言語は日本語とする。

- ③ 入札執行者は、提出された申請書及び事後審査資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限後における申請書及び事後審査資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出された申請書及び事後審査資料は、返却しない。
- ⑥ 提出された申請書及び事後審査資料は、公表しない。

6 設計図書または電子入札システムに関する質問

(1) 設計図書に関する質問

① 提出方法

電子入札システムによる。

ただし、紙入札の承諾を得た場合にあっては、質問書（様式自由）を湖西市総務部契約検査室の窓口提出すること。

② 受付期間

5の(1)の①に掲げる申請書提出期間（土・日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 設計図書に関する質問に対する回答

① 縦覧期間

質問締切日の3日後（土・日曜日及び祝日は除く。）から開札日の前日の午後5時まで。

ただし、土・日曜日及び祝日は除く。

② 縦覧場所

入札情報サービス（PPI）に回答書を掲載する。

(3) 電子入札システムの操作方法等に関する質問

静岡県電子入札共同利用センター・電子入札ヘルプデスク（電話番号 054-204-1723）に照会すること。（受付時間：9:00～12:00・13:00～17:00）

7 入札方法、入札執行の場所等

(1) 入札書受付期間

① 電送による入札の場合

② 開札日の前々日（午前9時から午後9時まで）及び開札日の前日（午前9時から午前12時（正午）まで）に静岡県共同利用電子入札システムにより提出すること。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。

③ 紙媒体による入札の場合

下記(2)の日時に、下記(3)の場所へ直接持参すること（郵送等による入札は認めない）。

(2) 開札の日時

令和8年2月12日（木） 午前9時00分

(3) 開札の場所

湖西市吉美 3268 番地 湖西市役所 2 階 契約検査室

(4) その他

- ① 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札執行回数は、**2回**を限度とする。

(紙入札による参加の場合)

① 入札書を持参すること。(郵送等による入札は認めない。)

② 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。

③ 入札前に確約書を提出すること。

(委任状及び確約書の様式については、湖西市ウェブサイトに掲載している。)

④ 入札執行開始時間の10分前に入札会場に集合すること。

⑤ 入札会場には、各者1名のみ入室とする。

8 工事費内訳書

(1) 提出の要否

要(初度の入札に限る。)

(2) 内訳内容の指定の有無

有(指定内容と一致しない工事費内訳書を提出した入札者の入札は無効とする。)

(3) 工事費内訳書の取扱い

全ての入札者から提出された工事費内訳書を確認し、湖西市工事費内訳書取扱要領に定める入札無効条件に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

(4) 紙入札による参加の場合の提出

工事費内訳書を封印のうえ、7の(1)の①に掲げる入札書受付期間内に、湖西市 総務部 契約検査室(契約検査係)の窓口を持参すること。

9 開札

開札は7の(3)に掲げる開札の場所において、入札書提出後直ちに、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、立会いを省略する。

10 入札の無効

この公告の示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び湖西市建設工事競争契約入札心得、設計図書に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、指止停止措置を受けた場合等、落札決定までの期間に入札参加資格を失った者のした入札は無効とする。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

施行令第167条の10第2項の規定により落札候補者を決定する。

なお、この入札は、最低制限価格を設定し、最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とする。また、調査基準価格は設定しない。

(2) 落札者

落札候補者から提出された事後審査資料により、入札参加資格の有無を確認する（5(2)①～⑤）。その結果、落札候補者が入札参加資格を有しているには、落札決定する。なお、落札候補者が入札参加資格を有していないと確認した場合又は落札候補者が提出期日までに事後審査資料を提出しない場合は、落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし審査を行う。

12 再度入札

開札の結果、落札候補者が決定しないときは、再度入札を1回に限り実施する。（再度入札に参加できる者がいないときを除く。）

(1) 再入札通知書

再度入札を実施する旨、並びに、初度の入札における最低入札金額、再入札書受付期間及び開札予定日時について、電送により通知する。（紙入札による入札者に対しては、口頭により伝達する。）

(2) 再入札書受付期間

① 電送による入札の場合

原則として、7の(2)に掲げる日時から3時間以上が経過するまでの時間を再入札書受付期間とする。（詳細は再入札通知書による。）

提出は、静岡県共同利用電子入札システムによること。

② 紙入札による場合

(1)により伝達した開札予定日時に、下記(4)に掲げる場所へ直接持参すること（郵送等による入札は認めない）。

(3) 再度入札の開札日時

原則として、7の(2)に掲げる日の午後（詳細は再入札通知書による。）

(4) 再度入札の開札場所

湖西市吉美 3268 番地 湖西市役所 2 階 契約検査室

(5) その他

初度の入札において決定した全ての落札候補者が入札参加資格を有しなかった場合であって、再度入札に参加できる者がいる場合も、再度入札を実施する。

13 不落随意契約への移行

再度入札を実施した結果、落札候補者が決まらないときは、湖西市建設工事競争契約入札心得第19条の規定により、有効な入札をした者の中で最低価格の入札者から見積書を徴する。

この場合において、入札執行者は、見積書を徴する前に当該者の入札参加資格の有無を確認することがある。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付（契約金額100分の10以上）。ただし、1件の請負代金額が300万円未満は、免除。

15 積算疑義の申立て

本工事は、湖西市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱規程（平成 30 年湖西市規程第 2 号）の対象とする。

16 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払条件

- (1) 前払金は、請負代金額 300 万円以上の場合に請求することができ、かつ、その額は、請負代金額の 40%以内かつ 1 億円以内とする。
- (2) 中間前払金は、前払金の支払いを受けた場合であって、市長が認めたときは、請求することができる。その額は請負代金額の 20%以内かつ 5,000 万円以内とする。
- (3) 部分払の請求回数

請負代金額	300 万円以上 2,000 万円未満	2 回以内
	2,000 万円以上 5,000 万円未満	3 回以内
	5,000 万円以上	4 回以内

18 定義

- (1) 設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がないとは、次のいずれにも該当しないことをいう。
 - ① 設計業務等の受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている
 - ② 代表権を有する役員が、設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- (2) 市内業者とは、湖西市競争入札参加資格者の市内業者及び準市内業者の認定基準（平成 23 年 4 月 1 日施行）に定めるものをいう。
- (3) 準市内業者とは、湖西市競争入札参加資格者の市内業者及び準市内業者の認定基準に定めるものをいう。
- (4) 契約事業所とは、本工事の契約を締結する営業所（主たる営業所を含む。）をいう。
- (5) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人をいう。

19 その他

- (1) 入札参加者は、湖西市建設工事競争契約入札心得を熟読し遵守すること。（湖西市ウェブサイトに掲載している。）
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本工事は、湖西市建設工事請負契約約款を適用する。
- (4) 申請書または事後審査資料に虚偽の記載をした場合においては、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく措置を講ずることがある。
- (5) 落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。

- (6) 落札決定後に湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が湖西市から指名停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- イ 湖西市議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に湖西市から指名停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から湖西市議会の議決前に湖西市から指名停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。
- ウ ア又はイにより契約を締結しない取り扱いとした場合については、湖西市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 湖西市電子入札運用基準（平成 22 年施行）に基づき入札に参加すること。電子入札システムに障害等やむをえない事情がある場合は、紙入札に変更する場合がある。
- (8) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、湖西市総務部契約検査室に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知書の様式は任意とする。
- (9) 湖西市ウェブサイト若しくは入札情報サービス（PPI）に添付されている指定の申請書及び入札書等関係書類を使用すること。ただし、様式指定のない書類については、この限りでない。
- (10) 電送により関係書類を提出する場合は、添付するファイル名に会社名、提出書類名称及び契約番号を記載すること。（添付ファイル名の例：「〇〇会社 申請書 契約番号」、「〇〇会社 内訳書 契約番号」、「〇〇会社 事後審査資料一式 契約番号」等）
- (11) その他不明の点については、湖西市総務部契約検査室（〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268 電話番号 053-576-1178）に照会すること。

総務課
R8年1月2日から
R8年2月12日まで
承認